

◆◆◆販売従事登録証再交付申請について◆◆◆

- ◆ 販売従事登録証を汚したり、紛失した場合について
販売従事登録証を破り、よごし、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができます。※他府県を除く、大阪府知事発行の販売従事登録証に限ります。

【！！注意！！】

販売従事登録証は大切なものですので、必ずご自身で管理し、安易な再交付申請は絶対にしないでください。紛失の場合、再交付申請する前に十分に探してください。

- ◆ 申請に必要な書類
 - (1) 販売従事登録証再交付申請書
 - (2) 販売従事登録証（汚損した場合は提出してください。）
 - (3) 理由書（紛失の場合）
 - ※再交付申請の後、紛失した販売従事登録証が発見された場合には、5日以内に発見した販売従事登録証を返納してください。
 - 本人であることが確認できるもの（例 運転免許証等）を持参してください。

- ◆ 手数料の納め方

2,900 円

申請書を大阪府手数料納付窓口（※）に持参の上、手数料を納付してください。納付後、申請書に収納済み印が印字されたものを薬務課に提出してください。

※大阪府庁本館 1 階 りそな銀行大手支店（9：00～17：00）

大阪府庁別館 1 階 手数料納付窓口（9：15～12：00、13：00～17：30）

- ◆ 申請の窓口

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課医薬品流通グループ（大阪府庁本館 6 階）

受付時間：9時から12時、13時から17時

（注）郵送受付はしていませんので、ご注意ください。

必ずご本人が、本人確認のとれるもの（運転免許証等）をお持ちの上申請してください。

- ◆ 新たな販売従事登録証の交付

大阪府健康医療部生活衛生室

薬務課医薬品流通グループ（大阪府庁本館 6 階）

※ 申請日にお知らせする交付日（概ね1週間後）以降に窓口にて行います。

（注）販売従事登録証の即日交付はできませんので、ご注意ください。

その他不明な点があれば、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課医薬品流通グループ
(TEL：06-6944-7129) までお問い合わせください。

大阪府庁POS手数料額¥2,900-



販売従事登録手数料:再交付

様式八十六の七

記載例

字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

販売従事登録証再交付申請書

戸籍に記載どおりの漢字で記入

登録販売者の氏名	フリガナ オオ サカ ター ロウ 大阪太郎
登録番号及び登録年月日	27-00-00000 令和00年 0月 0日
再交付申請の理由	紛失による
備考	(生年月日: 昭和 平成 西暦 58年 6月 1日)

外国籍の方のみ西暦で記入

上記により、販売従事登録証の再交付を申請します。

令和 00 年 00 月 00 日

提出する日を記入

申請者住所

大阪府大阪市中央区大手前 2丁目△-△
00ハイツ △△△号室

【 注意事項 】

- ◎ 代理申請は不可。
- ◎ 窓口にて 運転免許証等の提示をお願いします。
(本人確認の為)
- ◎ 紛失の場合は、別添「紛失理由書」も提出してください。
- ◎ 新しい販売従事登録証は、受付から 1週間後以降に、窓口にて交付します。

申請者氏名

大阪太郎

連絡先電話番号

00-0000-0000

提出する日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府知事殿

氏名 大阪 太郎

生年月日

昭和
平成
西暦

〇〇年〇〇月〇〇日

外国籍の方のみ西暦で
記入

紛失理由書

(理由 例：片付け時の不注意)

この度、販売従事登録証を 片付け時の不注意 の為、紛失しました。
今後、このようなことがないように十分注意し管理しますので今回に限り再交付をお願いします。

なお、紛失した登録証を発見したときは直ちに返却する旨誓約します。

各個人にあった紛失理由を記載
すること

【 注意事項 】

- ◎ 紛失の場合のみ、申請書と一緒に提出してください。
- ◎ 安易な再交付申請は絶対しないこと！！

大阪府庁POS手数料額¥2,900-



販売従事登録手数料:再交付

様式八十六の七 (第百五十九条の十二関係)

販売従事登録証再交付申請書

登録販売者の氏名 <small>フリガナ</small>	
登録番号及び登録年月日	
再交付申請の理由	
備考	(生年月日: <small>平成</small> 年 月 日 <small>昭和</small> <small>西暦</small>)

上記により、販売従事登録証の再交付を申請します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

連絡先電話番号

大阪府知事 殿

年 月 日

大阪府知事殿

氏 名

生年月日

昭和
平成
西 暦

年 月 日

紛失理由書

(理由 例：片付け時の不注意)

この度、販売従事登録証を _____ の為、紛失しました。
今後、このようなことがないように十分注意し管理しますので今回に限り再交付をお願いします。

なお、紛失した登録証を発見したときは直ちに返却する旨誓約します。